

株式会社サニーデイスマイル

サニーデイスマイル訪問看護ステーション契約書

重要事項説明書



〒595-0015

大阪府泉大津市二田町1丁目17-16-101号

☎0725 (51) 7075

様 と株式会社サニーデイスマイルの営むサニーデイスマイル訪問看護ステーション（以下「事業者」と言う）は、事業者が契約者に対して行う訪問看護及び予防訪問看護について、次のとおり契約を締結します。

第1条（契約の目的）

事業者は、介護保険法等の関係法令及びこの契約書に従い、契約者がその有する能力に応じて可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、契約者の療養生活を支援し、心身の機能の維持・向上を目指すことを目的として訪問看護サービスを提供し、契約者は事業者に対し、そのサービスに対する料金を支払います。

第2条（契約期間）

本契約は契約締結の日から契約者の要介護認定の有効期限満了日までとします。若しくは第10条に基づく契約期間終了の日まで、本契約の定める所に従って当事業者が提供する訪問看護サービスを利用できるものとします。

契約者から事業者に対し、契約満了日の7日前までに文書による契約終了の申し出がない場合は同条件で更新されるものとします。

第3条（訪問看護計画の作成・変更）

- 1、事業者は医師の診断に基づいて、契約者の病状・心身状況・日常生活全般の状況および意向を踏まえ、訪問看護計画を作成します。
- 2、事業者は契約者の居宅サービス計画の内容に沿って訪問看護計画を作成します。
- 3、事業者は訪問看護計画の内容を、契約者およびその家族に対し説明を行い同意の上、サービスを提供します。
- 4、契約者およびその家族からサービス変更の希望があった場合や心身の状況変化、環境の変化などがあった場合は契約者およびその家族と協議の上訪問看護計画を変更します。

第4条（主治医及び居宅介護支援事業者などとの連携）

- 1、事業者は、主治医からの指示を文書で受け、訪問看護サービスの提供を開始します。
- 2、事業者は、「訪問看護計画書」及び「訪問看護報告書」を主治医に提出し、密接な連携を図ります。
- 3、事業者は、契約者に対して訪問看護サービスを提供するにあたり、契約

者が依頼する居宅介護支援事業者又はその他保険・医療・福祉サービスを提供するものとの密接な関係を図ります。

第5条（介護保険給付対象サービス）

- 1、 事業者は介護保険給付対象サービスとして、契約者の居宅に訪問看護師などを派遣し、契約者に対して心身の特性を踏まえ、全体的な日常生活動作の維持、回復を図るとともに、生活の質の確保を重視した在宅療養が継続できるように支援します。

第6条（介護保険給付対象外サービス）

- 1、 事業者は契約者との合意に基づき、介護保険給付対象外サービスとして、介護保険給付の支給限度額を超えるサービスを提供できるものとします。
- 2、 前項のサービスについて、その利用料金は契約者が負担するものとします。

第7条（訪問看護員の交代など）

- 1、 契約者は、選任された訪問看護師の交替を希望する場合には、当該訪問看護師が業務上不適当と認められる事情その他交替を希望する理由を明らかにして、事業者に対して訪問看護師の交替を申し出ることができます。
- 2、 事業者は、訪問看護師の交替により、契約者及びその家族等に対してサービス利用上の不利益が生じないよう十分に配慮するものとします。

第8条（サービスの実施）

- 1、 契約者は第5条及び第6条で定められたサービスを実施するものとし、契約者はそれ以外のサービスを事業者に依頼することはできません。
- 2、 サービスの実施に関する指示・命令はすべて事業者が行います。但し、事業者はサービスの実施にあたって契約者の事情・意向等に十分に配慮するものとします。
- 3、 契約者は、サービス実施のために必要な備品等（水道・ガス・電気を含む）を無償で提供し、訪問看護師が事業所に連絡する場合の電話等の使用を承諾するものとします。
- 4、 事業者及び訪問看護員は、契約者に対する訪問看護サービスの実施について記録を作成し、それを5年間保管し、契約者または代理人の請求に応じてこれを閲覧させ、またはその複写物を交付するものとします。

第9条（サービス利用料金の支払い）

- 1、 事業者は、契約者が支払うべき介護保険給付サービスに要した費用について、契約者が居宅介護サービス費として市区町村から給付を受ける額（以下、「介護保険給付額」という。）の限度において、契約者に代わって市区町村から支払いを受けます。
- 2、 契約者は、第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金から介護保険給付額を差し引いた差額分の自己負担分（介護保険法の規定による）を事業者を支払うものとします。
- 3、 契約者は第5条に定めるサービスについて、重要事項説明書に定める所定の料金体系に基づいたサービス利用料金を事業者を支払うものとします。
- 4、 前3項に定めるサービス利用料金は1か月ごとに計算し、契約者は請求書を受け取った翌月末日までに支払うものとします。

第10条（利用の中止、変更、追加）

- 1、 契約者は利用期日前において、訪問看護サービスの利用を中止、変更、又は新たなサービスの利用を追加することができます。この場合にはサービスの実施日の前日までに事業者申し出るものとします。
- 2、 契約者が、利用当日に利用の中止を申し出た場合は、重要事項説明書に定める所定のキャンセル料を事業者にお支払いいただく場合があります。但し契約者の体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。
- 3、 事業者は、第1項に基づく契約者からのサービス利用の変更・追加の申し出に対して、訪問看護員の稼働状況により契約者の希望する期間にサービスの提供ができない場合、他の利用可能日時を契約者に提示して協議するものとします。

第11条（サービス内容の変更）

- 1、 事業者はサービス利用当日、契約者の体調等の理由で予定されていたサービスの実施ができない場合には、サービス内容の変更をすることができるものとします。
- 2、 前項の場合に、事業者は、所定のサービス利用料金を請求できるものとします。

第 12 条 (利用料金の変更)

- 1、 第 9 条第 1 項及び第 2 項に定めるサービス利用料金について、介護給付費体系の変更があった場合、事業者は当該サービスの利用料金を変更することができるものとします。
- 2、 第 9 条第 3 項に定めるサービス利用料金については、経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、事業者は、契約者に対して、変更を行う日の 2 か月前までに説明をした上で当該サービス利用料金を相当な額に変更することができます。
- 3、 契約者は、前項の変更に同意することができない場合には本契約を解約することができます

第 13 条 (守秘義務)

- 1、 事業者、訪問看護員又は従業員は、サービスを提供する上で知り得た契約者及びその家族等に関する事項を正当な理由なく第三者に漏洩しないものとし、本契約が終了した後も継続して守秘義務を負うものとします。
- 2、 事業者は、契約者に医療上、緊急の必要性がある場合には医療機関等に契約者に関する心身等の情報を提供できるものとします。
- 3、 前 2 項にかかわらず、契約者に係る他の居宅介護支援事業者等との連携を図るなど正当な理由がある場合には、その情報が用いられる者の事前の同意を文書により得た上で、契約者又はその家族等の個人情報を用いることができるものとします。

第 14 条 (訪問看護師の禁止行為)

- 1、 訪問看護員は、契約者に対するサービスの提供にあたって、次の各号に該当する行為を行いません。
 - 1 契約者もしくはその家族等からの金銭又は物品の授受
 - 2 契約者の家族等に対するサービスの提供
 - 3 飲酒及び喫煙
 - 4 契約者もしくはその家族等に対して行う宗教活動、政治活動、営利活動
 - 5 その他契約者もしくはその家族等に行う迷惑行為

第 15 条 (損害賠償責任)

- 1、 事業者は、本契約に基づくサービスの実施に伴って、自己の責に帰すべき事由により契約者に生じた損害について賠償する責任を負います。

第13条に定める守秘義務に違反した場合も同様とします。

- 2、 事業者は前項の損害賠償責任を速やかに履行するものとします。
但し、契約者に故意又は過失が認められる場合には、契約者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる時に限り、損害賠償額を減じることができるものとします。

第16条（損害賠償がなされない場合）

- 1、 事業者は、自己の責に帰すべき事由がない限り、損害賠償責任を免れるものとします。
 - 1 契約者が契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことにもっぱら起因して損害が発生した場合
 - 2 契約者がサービスの実施のため必要な事項に関する聴取・確認に対して故意にこれを告げず、又は不実の告知を行ったことに起因して損害が発生した場合
 - 3 契約者の急激な体調の変化等事業者が実施したサービスを原因としない事由にもっぱら起因して損害が発生した場合
 - 4 契約者が、事業者及び訪問看護員の指示・依頼に反して行った行為に起因して損害が発生した場合

第17条（事業者の責任によらない事由によるサービスの実施不能）

事業者は、本契約の有効期間中、地震・噴火等の天災その他自己の責に帰すべからざる事由によりサービスの実施ができなくなった場合には、契約者に対して既に実施したサービスを除いて、所定のサービス利用料金の支払いを請求することはできないものとします。

第18条（契約の終了）

- 1、 契約者は、事業者に対して7日前の予告期間において文書で通知することで、この契約を解約することができるものとします。ただし、契約者の病変・急な入院などのやむを得ない事情がある場合は、この限りではありません。
- 2、 事業者はやむを得ない事情が場合、契約者に対して2か月間の予告期間において、理由を示した文書を通知することでこの契約を解約することができるものとします。
- 3、 次の事由に該当した場合は、契約者は文書で通知することで直ちにこの契約を解約できるものとします。

- 1 事業者もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定めるサービスを実施しない場合
 - 2 事業者が守秘義務に反した場合
 - 3 事業者が解散命令を受けた場合、破産した場合又はやむを得ない事により事業所を閉鎖した場合
 - 4 事業所が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
 - 5 事業者もしくは訪問看護師が故意又は過失により契約者もしくはその家族等の身体・財産・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- 4、次の事由に該当した場合は、事業者は文書で通知することで直ちにこの契約を解約できるものとします。
- 1 契約者のサービス料金の支払いが3ヶ月以上遅延し、料金支払いの催告にも応じなかった場合
 - 2 契約者又はその家族などが、事業者や訪問看護師に対して、この契約を継続しがたいほどの迷惑行為・背信行為を行った場合
 - 3 契約者が契約締結時に、その心身の状況及び病歴などの重要事項について、故意にこれを告げず、または不実の告知などを行い、その結果この契約を継続しがたい事情を生じさせた場合
 - 4 契約者が正当な理由なくサービスの中止をしばしば繰り返した場合
- 5、次の事由に該当した場合は、この契約は自動的に終了します。
- 1 契約者の要介護又は要支援区分が非該当（自立）と認定された場合
 - 2 契約者が介護保険施設に入所した場合
 - 3 契約者の所在が二週間以上不在になった場合
 - 4 契約者が死亡した場合

第19条（精算）

前条により本契約が終了した場合において、契約者が、すでに実施されたサービスに対する利用料金支払義務などを負担しているときは、契約終了日から1週間以内に精算するものとします。

第20条（苦情処理）

事業者は、その提供したサービスに関する契約者等からの苦情に対して、苦情を受け付ける窓口を設置して適切に対応するものとします。

第 21 条（協議事項）

本契約に定められていない事項について問題が生じた場合には、事業者は介護保険法その他諸法令の定めるところに従い、事業者と契約者は双方誠意をもって協議するものとします。

上記契約を証するため、本書 2 通を作成し、契約者、事業者が記名捺印のうえ各 1 通を保有するものとします。

事業者 株式会社サニーデイスマイル
住所 大阪府堺市南区赤坂台 5 丁 10-6-2
代表者 代表取締役 池林 清美

事業所 サニーデイスマイル訪問看護ステーション
住所 大阪府泉大津市二田町 1 丁目 17-16-101 号
管理者 池林 清美